平成２９年（フ）第６８号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目28番２―201号
債務者　加藤　信行
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９９号
千葉県松戸市日暮５丁目110番地　松戸市営日暮住宅403号
債務者　黒田きよ子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２３号
神戸市垂水区坂上１丁目１番37号　シャトー白蘭302号
債務者　小野寺美香
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
熊本県荒尾市増永1468番地　中増永団地1361号
債務者　田端　清美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第４３号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平８番地１
債務者　津波古　梓
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２９号
神奈川県愛甲郡愛川町田代594、住民票上の住所神奈川県厚木市まつかげ台１番14号
債務者　増子　雄一
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３号
神奈川県伊勢原市上粕屋1840番地の11　㈱コクエー伊勢原第２営業所内
債務者　飯田　信一
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６９号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目30番20号　オリーブハイツ202号
債務者　青木真奈美
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７１号
神奈川県厚木市上落合427番地８　コーポサンライズ201
債務者　柾屋　浩司
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８５号
神奈川県小田原市久野2180番地の２　リードワン渡辺202
債務者　野島　敏彦
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０３号
神奈川県平塚市西八幡１丁目６番15―101号　コーポサンキョー
債務者　吉井　一浩
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５号
神奈川県厚木市飯山3036番地２　メイプル末廣18―701
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４９号
神奈川県厚木市上依知1409番地８
債務者　田村美矢子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目13番１―７号　市営藤望団地81―１Ａ―３
債務者　岡村　　栞
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第１４９１号
東京都国分寺市並木町１丁目６―８―201
債務者　鎌倉　高司
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５０１号
東京都武蔵村山市残堀５丁目88―15
債務者　江副　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部